平成２１年（フ）第４１９号
兵庫県伊丹市池尻２丁目179番地　滝内パナハイツⅡ207号
債務者　大山健太郎
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４２０号
兵庫県伊丹市池尻２丁目179番地　滝内パナハイツⅡ207号
債務者　大山布美子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４３５号
兵庫県宝塚市安倉南２丁目12―８　小島誠方、住民票上の住所兵庫県川西市柳谷字南原廻り52番地
債務者　福竹　美幸
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４４３号
兵庫県伊丹市森本６丁目179番地１、前住所大阪府大阪市淀川区西三国３丁目１番21号ＵＢ21三国27―610号
債務者　平紙　和美（旧姓上田・藤澤）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３４３号
徳島県鳴門市鳴門町高島字浜中202番地シャルマンヴィラＢ202号
債務者　上藤　実人
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４００号
徳島県吉野川市鴨島町飯尾550番地５
債務者　佐藤　勝美
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５５号
徳島市南田宮１丁目４番25―201号
債務者　前田　陽司
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６３号
徳島市秋田町２丁目26番地の１―205号
債務者　境　　絹子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６４号
徳島県名西郡神山町下分字安吉７番地７
債務者　武市　弘子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６５号
徳島県鳴門市里浦町里浦字恵美寿525番地１
債務者　岸本フサヱ
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６７号
徳島県板野郡北島町鯛浜字かや127番地１
債務者　井川　　守
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７１号
徳島県吉野川市山川町川田1312番地
債務者　谷　恵美子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７２号
徳島県小松島市間新田町字ヤケ木２番地の20
債務者　森本　　澄
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７３号
徳島県小松島市日開野町字川田14番地の３
債務者　佐野　美穂
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７５号
徳島県鳴門市大麻町三俣字前野36番地３市営住宅18号
債務者　井川　孝繁
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７６号
徳島県板野郡北島町太郎八須字新堀46番地１
債務者　九鬼　健司
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７８号
徳島市伊月町６―５―603号、住民票上の住所徳島市北矢三町１丁目１番28号
債務者　新居　貴大
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７９号
徳島県板野郡板野町大寺字平田23番地１―201号
債務者　三木　明治
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
徳島地方裁判所民事部